

公益財団法人熊本県立劇場役員等の報酬及び費用の弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人熊本県立劇場定款の第13条に定める評議員及び第26条並びに第27条に定める理事及び監事（以下「役員等」という）の報酬及び費用の弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等の各年度ごとの報酬総額並びに報酬の基準は、評議員会が別表のとおり定める。ただし、熊本県又は公益財団法人熊本県立劇場から給与を支給されている役員等については、報酬を支給しない。

2 前項に基づき、報酬の支給を受ける役員等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、財団の個人番号の提供の求め及び本人確認に協力しなければならない。また、個人番号が漏えいした等の事情により、自ら又は扶養親族の個人番号が変更された場合は、変更後の個人番号を遅滞なく財団に届け出なければならない。

(費用の弁償)

第3条 役員等の費用の弁償については、公益財団法人熊本県立劇場旅費規程の定めるところによる。

(補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人移行登記日から施行する。

附 則

一部改正の規程は、平成28年1月1日から施行する。

(別表)

評議員会が定める役員等の各年度ごとの報酬総額並びに報酬の基準の額

理事及び監事の各年度ごとの報酬の総額	500,000円を超えない範囲
--------------------	-----------------

役員等の報酬の基準		
区 分	金 額	備 考
評議員	日額 10,500円	但し、賞与・退職金は支給しない。
理 事	日額 10,500円	但し、賞与・退職金は支給しない。
監 事	日額 10,500円	但し、賞与・退職金は支給しない。